

第2編

第1章

はじめに
(システムの利用準備)

令和6年3月1日公開版

第1章 はじめに（システムの利用準備）

1. はじめに（入札参加資格審査申請について）	1
1-1. 入札参加資格審査申請の名簿業種	1
1-2. 入札参加資格審査申請の種類	1
2. ちば電子調達システム利用の準備	2
2-1. ちば電子調達システムを利用するために必要な推奨環境	2
(1) パソコンの環境について	2
(2) ネットワーク環境などについて	3
2-2. ちば電子調達システム（入札参加資格申請）を利用するために必要な環境設定	3
(1) ポップアップ許可設定	3

本書は、ちば電子調達システムで入札参加申請を行うために必要なパソコンの設定等を説明するものです。

電子入札システムを利用して電子入札を行う際には、ICカードの準備やパソコンの設定が必要になります。

電子入札システム御利用の前には、千葉県電子自治体共同運営協議会HP内の次のマニュアルを参考にしてください。

<http://www.e-chiba.org/chiba-chotatsu/yousiki1.html>

- ・ ちば電子調達システム利用前設定マニュアル

<http://www.e-chiba.org/chiba-chotatsu/yousiki1.html#01>

- ・ ちば電子調達システム電子入札（事前準備）マニュアル
（ICカード設定含む）

<http://www.e-chiba.org/chiba-chotatsu/yousiki1.html#05>

1. はじめに（入札参加資格審査申請について）

1-1. 入札参加資格審査申請の名簿業種

入札参加資格審査申請は、扱う分野に応じた次の4つの業種から、入札参加資格を必要とする業種ごとに、「ちば電子調達システム」(<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>)の入札参加資格申請システム（以下、資格申請システム）から申請を行う必要があります。

名簿業種	各団体(市町)が発注する主な内容
工 事	建設業法上の許可を要する工事
測量等	測量、建設コンサルタント、補償コンサルタント等業務
物 品	物品の購入、売却等
委 託	業務委託等

1-2. 入札参加資格審査申請の種類

入札参加資格審査申請の種類と説明は以下のとおりです。
詳細については各申請のマニュアルをご覧ください。

申請種別・説明		受付サイクル	
工事・測量等	物品・委託		説 明
当初申請		来期の入札参加資格者名簿に対し、登載を希望する申請です。 (令和6・7年度名簿の当初申請は終了しました。)	名簿申請期間 (2年に一度)
随時申請 (新規)		当初申請を行わなかった業者が、名簿の有効期間開始後に名簿登載を希望する場合の申請です。	月単位※
随時申請 (団体追加)		入札参加資格者名簿への登載後、追加で他団体に名簿登載を希望する場合の申請です。	
随時申請 (業種追加)		入札参加資格者名簿への登載後、希望業種の追加を行うための申請です。(工事・測量等のみ)	
変更申請		申請内容の変更を行うための申請です。 物品・委託の場合は、希望業種の追加・取消を含みます。	即時受付
取消申請 (業種取消)		既に名簿登載済みの業者が、希望業種を取り消す場合の申請です。(工事・測量等のみ)	
取消申請 (全部取消)		入札参加資格者名簿への登載後、廃業等にともない、名簿からの削除を行いたい場合の申請です。	

※随時申請（新規、団体追加、業種追加）における受付期間と名簿登載のタイミングは、申請業種・申請団体により異なりますので、第1編の各マニュアルをご確認ください。

2. ちば電子調達システム利用の準備

ちば電子調達システムを利用して、各種の申請を行うためには、事前にパソコン等の機器、インターネット接続環境、パソコンの設定を行う必要があります。

ここでは、ちば電子調達システムを利用するために必要な推奨環境や設定方法を説明します。

2-1. ちば電子調達システムを利用するために必要な推奨環境

ちば電子調達システムを利用するためのパソコン等の機器、インターネット接続環境は以下のとおりです。また、電子入札をご利用になるには、本システムの要件だけでなく、ご使用のICカードの認証局のご利用要件も満たしている必要があります。システムをご利用になる前に、各認証機関のシステム要件を必ずご確認ください。

(1) パソコンの環境について

「ちば電子調達システム」を利用することができるパソコン環境は下表のとおりです。

ハードウェア・ソフトウェアの組み合わせ	
項目	内容
OS	Windows10(32bit/64bit) Windows10Pro(32bit/64bit) (※1,2) Windows11Home Windows11Pro (※1,2,3)
CPU	Core Duo 1.6GHz 同等以上推奨
メモリ	1.0GB以上
HDD	1ドライブに1.0GB以上の空き容量
外部端子	ICカードリーダーライターが接続できること。
モニタ	解像度1024x768(XGA)以上
ブラウザ	Microsoft Edge(※4) ※バージョン89以降
その他必要なソフトウェア	電子入札専用ソフト(※5) Microsoft Office(※6) Adobe Acrobat Reader(※7)

※1: Windows7は2020年1月14日に、Windows8.1は2023年1月10日にマイクロソフト社のサポートが終了したため、これに伴い電子調達システムの推奨環境から除外しています。

※2: Windows10,11では、JIS2004の使用制限により、日本語入力用IMEの設定変更が必要です。

(設定方法はこちら) https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/docs/manual/MAN_P1_0032.pdf

※3: ICカードがWindows11に対応しているかは、各民間認証局までお問い合わせください。

※4: Internet Explorerは2022年6月15日にマイクロソフト社のサポートが終了したため、これに伴い電子調達システムの推奨環境から除外しています。

※5: 電子入札システム及び設計図書のダウンロードを利用する際に必要となります。

システムを利用する場合は、本システムの要件だけでなく、ご使用のICカードの認証局のご利用要件も満たしている必要があります。システムをご利用になる前に、各認証局のシステム要件を必ずご確認ください、必要なソフトウェア等を入手してください。なお、少額物品をID及びパスワードで利用する方は、協議会のページから必要なソフトウェア等をダウンロードしてください。

(協議会ホームページはこちら) http://www.e-chiba.org/chiba-chohatsu/densinyusatsu_setup.html

※6: 各種添付ファイルの閲覧などで必要となります。マイクロソフト社の提供する最新バージョンを使用することを推奨します。

※7: 各種添付ファイルの閲覧などで必要となります。ADOBE社の提供する最新バージョンを使用することを推奨します。

(2) ネットワーク環境などについて

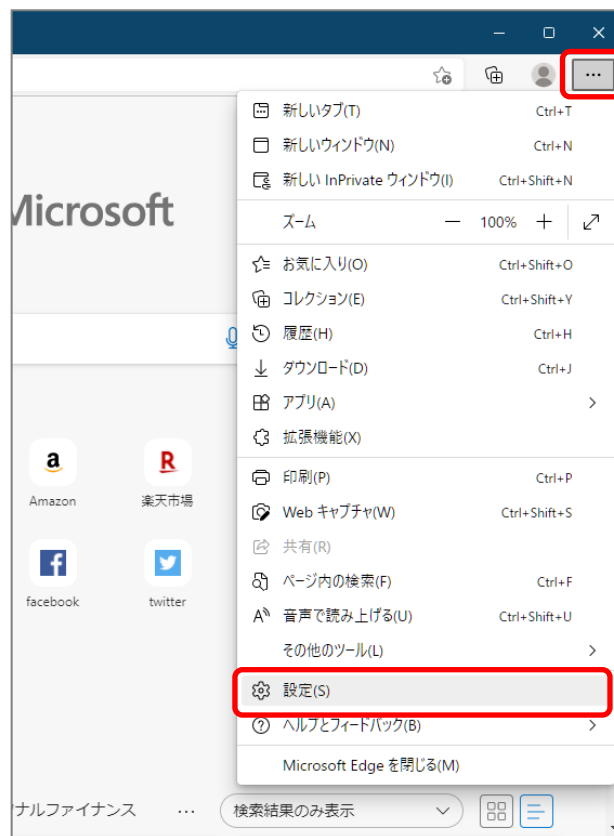
- ・インターネットへの接続手段があること。(高速かつ安定した回線であることが望ましいです。)
- ・以下のプロトコルが通過可能であること (HTTP, HTTPS, LDAP)。
- ・電子メールが送受信できること。
- ・プリンタの接続が可能であること。

2-2. ちば電子調達システム（入札参加資格申請）を利用するために必要な環境設定

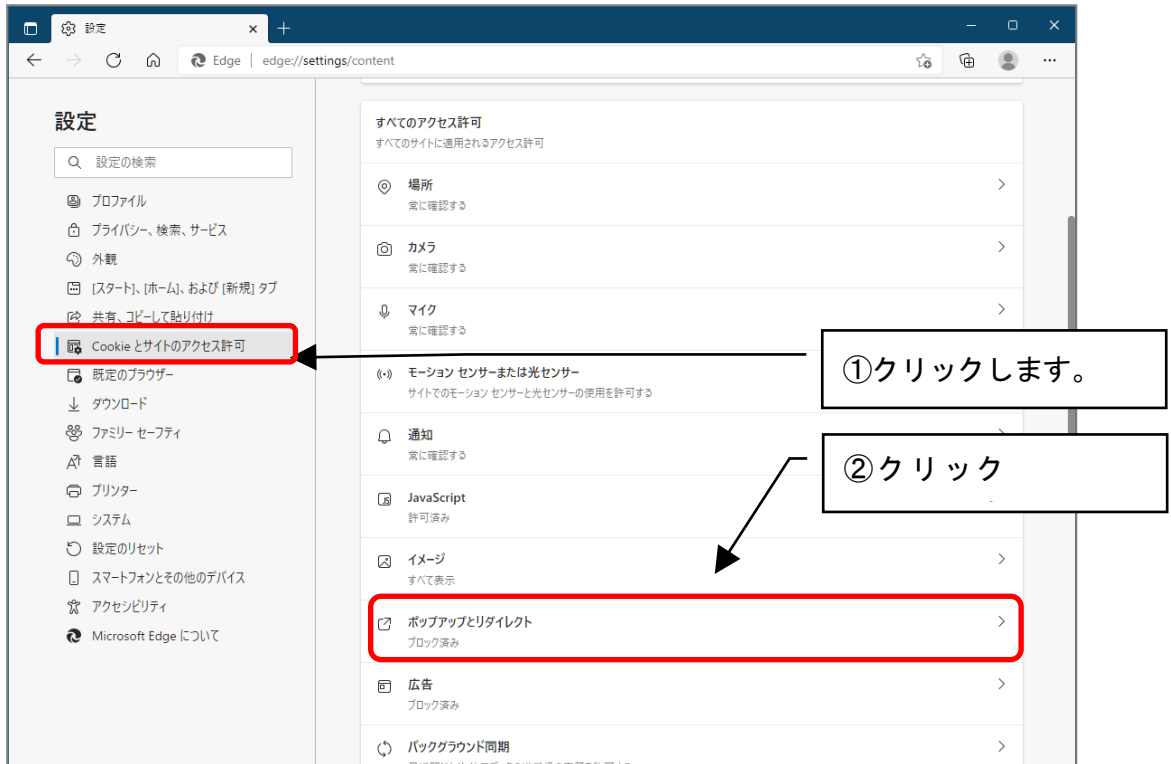
ちば電子調達システムを利用して入札参加資格申請を行うために必要な環境設定は、以下のとおりです。

(1) ポップアップ許可設定

- ① Microsoft Edgeのウィンドウ右上の『×』ボタンのすぐ下にある『…』をクリックし、表示されたメニューの『設定』をクリックします。



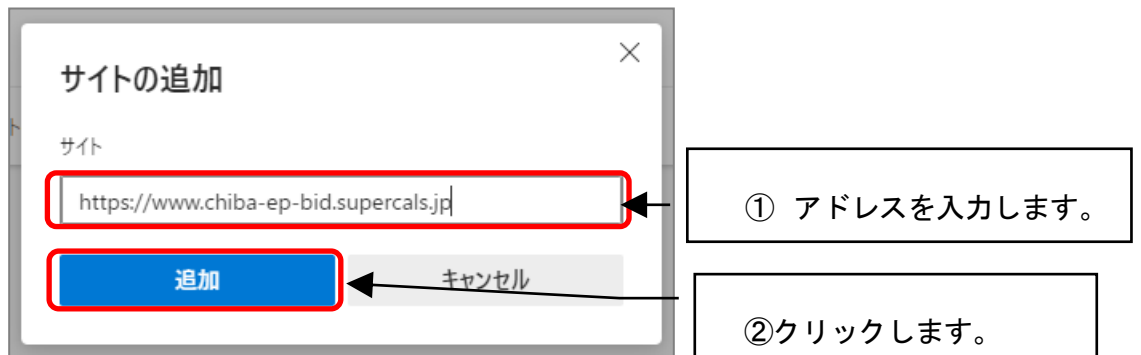
- ② 画面左側のメニューにある『Cookieとサイトのアクセス許可』をクリックし、表示された画面の『ポップアップとリダイレクト』をクリックします。



- ③ 『許可』の右にある『追加』をクリックします。



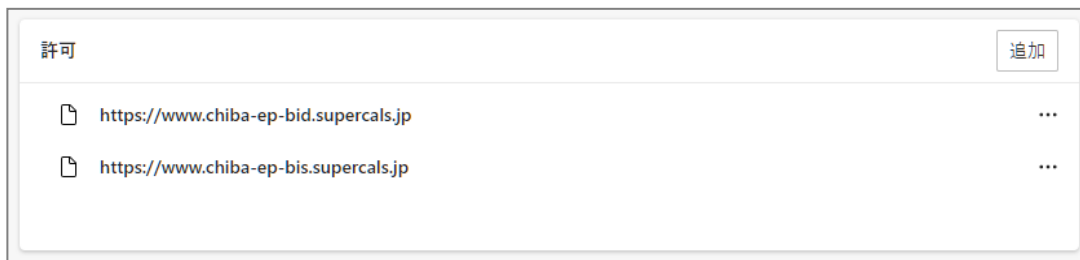
- ④ 画面の『サイト』に以下の表のURLを入力します。入力は1アドレスずつ行い、入力が完了したら『追加』ボタンをクリックします。2アドレスの登録が必要なため、計2回実施してください。



以下のアドレスを登録してください。

No	アドレス	説明
1	https://www.chiba-ep-bid.supercals.jp	電子入札システム 資格申請システム
2	https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp	入札情報サービス ポータルサイト

⑤ 入力した2つのURLが許可一覧に追加されていることを確認します。



以上でポップアップ許可登録は完了です。画面右上の「×」ボタンをクリックし、画面を閉じます。

◆ポップアップ許可設定を行わないと・・・

ポップアップ許可設定を行わないと、申請書の印刷ができない、また、処理の確認等に表示する確認用のウィンドウが開かないなどの障害が発生し、処理を進めることができなくなります。
ちば電子調達システムを利用する際は、必ず本設定作業を行ってください。

①～⑤の操作を行ってもポップアップがブロックされてしまう場合

上記①～②の後、「ブロック（推奨）」の選択を解除してください。完了したら、画面右上の「×」ボタンをクリックし、画面を閉じます。





注意

上記設定を行ってもポップアップがブロックされてしまう場合、お使いのウィルスソフト等でポップアップブロックの設定がなされている場合があります。
設定解除については各ソフトウェア会社に確認してください。